

2006年10月13日

アスベストについて考える会 御中

民主党アスベスト対策作業チーム座長
衆議院議員 田島 一成

アスベスト被害救済基金の事業主負担に関する見解について回答の件

貴会の日々のご活躍及びご健闘に心から敬意を申し上げます。先般いただきました「アスベスト被害救済基金の事業主負担に関する貴党の見解について」につきまして、以下、民主党アスベスト対策作業チーム座長の立場からお答え申し上げます。

民主党は2005年10月に、「石綿対策の総合的推進に関する法律案」を提出し、アスベストによる健康被害がわが国の深刻な社会問題となっていることに対して、その第一歩として、国、地方公共団体、事業者の責務を定め、国民とともに一体となってアスベスト対策に総合的に取り組むための基本法的枠組みが必要であることを提起しました。

この法案とあわせ、具体的な政策提言について、「民主党は『ノンアスベスト社会』をつくる」を発表し（全文は民主党HPに掲載しています）その中で、アスベストに対する基本的な取り組みのひとつとして、「アスベスト対策基金」（仮称）の創設を掲げております。以下転載いたしますが、その内容は貴会のご見解と軌を一にするものであります。

アスベスト対策基金の創設

「アスベスト対策基金」（仮称）を創設し、アスベストの健康被害への適切な補償（通院にかかる経費を含む）対策等に充てる。この基金に必要な財源は、アスベスト等を輸入、製造、販売または使用した事業者及び国が負担する。負担額の算出に際しては、事業者ごとの使用量と危険性の程度等を考慮する。また、負担に際しては自営業者、零細事業者等に配慮する。

事業主の負担額の算出については、特に建設業を中心とする自営業者や零細事業者等への配慮が必要なことから、慎重かつ公平な検討が必要ではありますが、正直申し上げて、アスベストとの関係を問わず、一般事業主に70億円もの一律負担を求める一方、特別拠出金は3億3千800万円にすぎないという検討結果には、驚きを禁じえません。石綿製品メーカーをはじめ、アスベスト等の輸入、販売、使用を通じて恩恵を受けてきた企業のみならず、アスベストの危険性を放置してきた国の責任を覆い隠す結果となりかねないと考えます。

貴会ご指摘のとおり、石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会報告書は一読しただけではわかりにくい部分もあり、私どもとしては、国会での委員会審議等を通じ、その算定方法や法の趣旨との関係、4年後の見直しのあり方等についても質していきたいと考えます。

以上